

法務局の窓口対応時間について

法務局では、平日の午前8時30分から午後5時15分までを業務取扱時間として窓口業務を行っていますが、職員の働き方改革を推進するため、令和6年1月4日から、人権相談などの一部の事務（注1）を除き、各種窓口における対応時間を**午前9時から午後5時まで**とすることとしました（注2）。

法務局の主な手続はオンライン申請・請求が可能であり、利用可能な時間はこれまでどおり午前8時30分から午後9時00分までとなっておりますので、ぜひオンライン申請等をご利用ください。

なお、オンライン申請等の方法については、[こちらのページ](#)をご覧ください。

皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

（注1）

人権相談に関する事務、DV防止法に基づく宣誓認証に関する事務及び選挙供託に関する事務については、従来どおり、午前8時30分から午後5時15分までお取り扱いいたします。

（注2）

令和6年1月4日以降も、法務局の業務は午前8時30分から午後5時15分まで行っております。

窓口対応時間外は、窓口での申請等を一切受け付けないものではありませんが、利用者の皆様には可能な限り時間内での窓口利用をお願いいたします。